

第5章 調査計画書についての環境保全の 見地からの意見を有する者の意見の概要

第 5 章 調査計画書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

埼玉県環境影響評価条例第 6 条の規定に基づき「(仮称) 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区 土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認められる地域を記載した書類」の縦覧を以下のとおり実施した。

縦覧期間：平成 29 年 6 月 6 日（火）～平成 29 年 7 月 6 日（木）

縦覧場所：埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市都市計画課

川越市環境政策課

狭山市環境課

坂戸市環境政策課

日高市環境課

埼玉県環境影響評価条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 6 月 6 日（火）～ 7 月 20 日（木）まで、調査計画書に対する環境の保全の見地からの意見を受け付けた。

関係住民からの意見は 2 通あり、提出された意見の概要は、以下のとおりである。

1. 事業計画について

(1) 工事計画等

- 1) 工場敷地・新設道路などは雨水の浸透に配慮し地下水涵養策を講じ、雨水排水は下流の水量に配慮し、適量に管理して排水すること。
- 2) 渇水期等において大谷川及び太田ヶ谷沼の水量が減少している状況を踏まえて、水量を確保する観点から、跡地内整備における雨水対策等については、地下浸透式舗装などによる地下水の確保及び現況水路への放流により、大谷川及び太田ヶ谷沼の水量を確保するための対策を講じていただきたい。
- 3) 農業大学校施設解体工事に際して、大型工事交通の生活道路への通行が多数確認されている。特に太田ヶ谷地区や三ツ木地区の生活道路は、歩道等が整備されている箇所が少なく、また、通学路もあることから、今後の造成工事の車両や進出企業関連車両については、太田ヶ谷地区、三ツ木地区等周辺地区の生活道路への進入が極力生じないよう、車両通行計画の策定及び運搬業者への指導の徹底を願いたい。
- 4) 自然の保全エリアの表土は、そのまま残し、外部から土砂を持ち込まないこと。

2. 調査、予測及び評価について

(1) 騒音・振動

道路交通騒音・振動、交通量等調査地点について、太田ヶ谷地区農村センター前交差点と三ツ木地区カインズ北側交差点を調査箇所を追加していただき、調査箇所③を、鶴ヶ島南中学校南側交差点に変更していただきたい。

(2) 水 象

敷地内の工作物の撤去とともに湧水が涸れた原因を調べ、地下水の現状を綿密に調査し、湧き水の復活のための具体的な対策を講じること。

(3) 動 物

- 1) 新たな道路建設で、ロードキルが起こることを防ぐため、ホンドキツネやタヌキ等の動物の生息状況を調査すること。
- 2) 猛禽類の生息状況と狩場等の調査を実施すること。
- 3) 既設貯水池の湧水状況を調査し、魚類の生息調査で、在来種のタナゴの生息の有無を調べること。

3. その他

- 1) 緑地、公園等公共用地の管理については、継続的な管理が行き届くように、引き続いての県の管理も含め、地元地域の負担増に繋がらないよう検討願いたい。
- 2) 周辺地域の生活環境及び景観を出来るだけ保全していく観点から、産業用地内における緩衝緑地については、法令に基づいて、将来にわたって緩衝緑地が確保・維持されるよう対策を講じていただきたい。